

○大和市長高齢者施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱

令和5年8月29日告示第146号

大和市長高齢者施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び物価の高騰の影響を受けている高齢者施設等を支援するため、予算の範囲内において高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業に関し、大和市長補助金交付規則（昭和42年大和市長規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 令和6年1月1日以前に、市内に存する高齢者施設等（別表第1中欄に掲げる事業所又は施設をいう。以下同じ。）の運営に係る指定等を神奈川県又は本市から受けていること。
- (2) 第4条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）の時点において高齢者施設等を運営しており、少なくとも令和6年3月31日までの間、事業の廃止又は休止（神奈川県又は本市への届出を行わない場合を含む。）をせず、その運営を継続する予定であること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

(交付の申請)

第4条 申請者は、大和市長高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請者が、市内で複数の高齢者施設等を運営しているときは、当該高齢者施設等の申請を一括して行うものとする。

- (1) 申請に係る高齢者施設等の直近の介護給付費等支払決定額通知書の写しその他の当該高齢者施設等が令和5年10月以降に事業を継続して実施していることを確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び交付条件)

第5条 市長は、申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、その結果を大和市長高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書又は大和市長高齢者施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 大和市長補助金交付規則第6条第2項に規定する条件は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰を理由とした利用者負担額の引上げ等当該高齢者施設等の利用者への影響を極力少なくするよう努めることとする。

(請求及び交付)

第6条 補助事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、大和市長高齢者施設等物価高騰対策支援金交付請求書により市長に請求するものとする。この場合において、市長は、速やかに支援金を交付するものとする。

(変更の申請)

第7条 第4条から前条までの規定は、申請内容に変更があった場合（金額の変更を伴う場合に限る。）について準用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第8条 第4条、第5条第1項、第6条前段及び前条の手続は、大和市長行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市長条例第25号）及び大和市長行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市長規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(届出事項)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、名称又は代表者の氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき（金額の変更を伴う場合を除く。）。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請がされた支援金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年1月4日告示第5号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱の規定により支給した支援金に係る返還については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

別表第1 (第3条関係)

	対象となる事業所又は施設	支援金の額
1	次の各号のいずれかに掲げるサービスを行う事業所 (1) 訪問介護並びに大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則(平成29年大和市規則第4号。以下「事業規則」という。)第4条第1号ア(ア)及び(イ)に掲げるサービス (2) 訪問看護及び介護予防訪問看護 (3) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション (4) 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与 (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (6) 夜間対応型訪問介護 (7) 居宅介護支援 (8) 介護予防支援及び事業規則第4条第1号ウに掲げる事業	左の各号に掲げる区分ごとに1事業所当たり40,000円
2	次の各号のいずれかに掲げるサービスを行う事業所 (1) 通所介護及び事業規則第4条第1号イ(ア)に掲げるサービス (2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション (3) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 (4) 看護小規模多機能型居宅介護	左の各号に掲げる区分ごとに1事業所当たり110,000円
3	次の各号のいずれかに掲げるサービスを行う事業所 (1) 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護 (2) 地域密着型通所介護(併せて事業規則第4条第1号イ(ア)に掲げるサービスを実施している場合を含む。) (3) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護	左の各号に掲げる区分ごとに1事業所当たり60,000円
4	次の各号のいずれかに掲げるサービスを行う事業所 (1) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 (2) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 (3) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	左の各号に掲げる区分ごとに1事業所当たり、令和6年1月1日における当該事業所の定員数(他の介護サービスの空床を用いて実施する短期入所の定員数を除く。以下この表において同じ。)に18,000円を乗じて得た額
5	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	1施設当たり、令和6年1

	ム及び軽費老人ホーム	月1日における当該施設の定員数に18,000円を乗じて得た額
6	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る。）	

備考

- 1 この表において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）において使用する用語の例による。
- 2 この表の中欄に掲げる事業所又は施設には、当該事業所又は施設が行うサービスに相当するサービスを行うことにつき、令和6年1月1日以前に介護保険法第71条第1項の規定により同項に規定する居宅サービスの指定があったとみなされた病院又は診療所（次のいずれかに該当するものに限る。以下この項において「病院等」という。）を含むものとする。
 - (1) 令和4年1月から同年12月までの間における介護報酬受領額（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（平成12年厚生省令第20号）第1条第1項の介護給付費に利用者の自己負担額（居住費、食費等介護保険の給付対象外となる費用を除く。）を加えた額をいう。以下この項において同じ。）が1,000,000円を超える病院等
 - (2) 令和5年1月を含む直近12か月における介護報酬受領額が1,000,000円を超える病院等
 - (3) 申請の時点において、当該病院等開設後の営業月数が12月に満たない病院等であって、令和4年1月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに12を乗じて得た額が1,000,000円を超える病院等

別表第2（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書	第4条
第2号様式	大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書	第5条
第3号様式	大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書	第5条
第4号様式	大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付請求書	第6条